

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成29年 5月16日（火）14:42～14:49
- 2 場所 永田町合同庁舎 7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

#### <関係省庁>

- 近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室長
- 伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官

#### <事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 福田 修 内閣府地方創生推進事務局

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 フィンテック分野などにおける外国人材の受入れ促進
- 3 閉会

---

○事務局 お待たせいたしました。法務省の入国管理局に来ていただいております。内容は「フィンテック分野などにおける外国人材の受入れ促進」でお越しいただいております。まずは御意見等を伺いながら、議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、八田座長、お願いいたします。

○八田座長 今日はお越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、これについて御説明をお願いいたします。

○近江室長 「フィンテック分野などにおける外国人材の受入れ促進」ということで、今回、私どものほうで意見を出させていただいた部分について御説明申し上げます。

特区で創業活動を行うためには創業活動計画書の作成が前提になっておりますけれども、その計画書を作成するまでのいろいろな支援ということで、このフィンテック分野における外国人材の受け入れ推進ができないかというところだと思います。消させていただいたのは、私どもとしては当然、創業活動計画書の作成に至るまでの、例えば私どものできる

ことということでは期間内の。

○八田座長 3ページですね。そちらが最後の案になります。

○近江室長 失礼いたしました。それが今回の修文案です。

意見を出させていただきまして、まず、1つ目のパラグラフでございますけれども、そこで創業活動計画書の作成に至るまでの期間ということで、これについては入国管理局のほうでの対応になるかと思うのですけれども、フィンテック分野における外国人材受け入れを推進するためには、計画書の作成に至るまでの期間の延長のみならず、そのほか、自治体などでのこういう起業家の方々への支援や、活動計画書を作成するに当たっては資金の流れなど、また、事業所の設置について、この計画書に書かなければいけないということも非常に高いハードルになっているというような御意見も頂戴しておりますので、そういう部分の支援もひっくるめて、全体として行うというところで、創業活動を行うための対応のあり方というところでまとめさせていただいております。期間につきましても、早急ということですが、今申し上げたような総合的な対応が必要かと思っておりますので、本年中に結論ということで書かせていただいております。

次に、2つ目でございますけれども、高度人材ポイント制。ここは文言の訂正でございますが、最後の帯同要件などのあり方についての検討も早急ということで御意見をいただきましたが、本年中ということで書かせていただいております。高度人材ポイント制における親や家事使用人の帯同要件のあり方につきましては、フィンテック分野というところでの検討もあると思っておりますが、横の、右側の修正意見にも書かせていただきましたように、ポイント制全体の優遇措置の考え方につながるものでありますので、全体として見直す、それから特区として見直す、また、フィンテック分野として見直すというところの、いろいろな側面があるかと思っておりますので、少しお時間をいただきまして本年中というところで修正を入れさせていただいております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

先生、何か御意見がありましたらお願いします。

○本間委員 検討の具体的な内容といいますか、どういう点が論点あるいは問題としてあるから時間が必要なのか、そのあたりをもう少し御説明ください。

○近江室長 はい。まず、上の1番目のほうでございますけれども、今、起業活動計画書を提出いただきまして、そこから創業人材として特区のほうに認められる形になるのですが、その前の段階としては、今は恐らく通常の方々には短期滞在という90日の資格でいろいろな起業の準備をされたりして、創業活動計画書の作成まで至るといったような状況になられているかと思うのですが、その前の期間を長くするということになりますと、何らかのほかの在留資格を充てるとか、いろいろ、在留資格の充て方を検討しなければいけないということがありますので、結論を得るに当たっては、やはり一定期間の時間が要するという形になろうかと思ひまして、在留資格の制度のどこにどう当てはめるかなども、もしもや

るにしても、そういうところの細かい検討が必要になってきますので、時間がかかるという形でお願いしたいと思います。

後段のほうの帯同要件につきましても、帯同要件の、例えば年収要件などの見直しというところが入ってくるかと思うのですが、そういう、もともとの帯同の要件を見直すとともに、あとはその範囲です。フィンテックだけに限ってやっていくのかというところも含めて、多層な検討が必要になってきますので、年内の時間をいただければと考えております。

以上でございます。

○本間委員 ということは、場合によってはフィンテックだけでなく、特区というよりはむしろ一般的な規制改革という検討もされているということですね。

○近江室長 検討も、全体の優遇措置というのはポイント制が非常に重要な、根幹にかかわってくる場所ですので、そういうところも整理をしながらやっていかなければいけないと思いますので、フィンテックだけということだけでなく、視野を広くして、総合的な検討をして、できる、できない、ということを考えたいと思っております。

○本間委員 そうすると、フィンテックに限って特区的に試みとしてやるといったことも検討のうちに入っているのですか。

○近江室長 それもまだ、検討は今からでございますので、そういう視点も踏まえて検討していきたいと思っております。

○八田座長 事務局から何か御質問はありますか。

○藤原審議官 両方に関してよろしいですか。

○八田座長 結構です。

○藤原審議官 正確性を期していただくために帯同要件のところにもいろいろ言葉を加えていただく。ポイント制においてとか、そういうところはより正確に記載していただくという意味ではよろしいかと思えます。あとは創業活動計画書の作成に係るとか、このあたりは提案者である東京都がかなり具体的におっしゃっていただいた話ですけれども、いずれにしてもこの対応のあり方について、今すぐに何か措置ができるという話ではないので、事務局としてはこういう、表現で記載していただくということについては大変評価をさせていただきますと思います。あとはスピード感については先生方の感じも含めて、できるだけ急いでいただいて、当初の原案よりは大幅前向きになっていただきましたので、そういう意味では大変評価をさせていただいているところでございます。

○八田座長 文章をこのようにしても、さらに急げるものはぜひ急いでいただきたいと思えます。

○近江室長 至急、検討を進めたいと思えます。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。

○近江室長 どうもありがとうございました。